

## **[事案 28-85] 契約無効請求**

・平成 28 年 12 月 22 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約内容が希望したものではないこと等を理由に、本件契約の無効確認および既払込保険料の返還などを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 27 年 10 月に締結した積立利率金利変動型年金保険について、以下の理由により契約を無効とし、または取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

(1) 募集人は、次の事項を説明しなかった。

- ① 当初の資料と比べて契約日の資料では、積立利率が下がっていること
- ② 初期手数料が一時払保険料の 6 パーセントかかること
- ③ 年金管理費が毎年の年金受取時に年金額の 1 パーセントかかること
- ④ 継続年金受取人の指定が契約締結後はできないこと
- ⑤ クーリング・オフ制度

(2) 保険料の支払い原資となった豪ドル債の方が自分に有利であった。募集人には、資産の処分を相談していたのに、年金保険という形で処分ができない資産となった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 募集人は、募集資料を交付のうえ、それを使用して複数回にわたって申立人と面談しており、申立人に対して、契約内容について十分な説明をし、申立人が商品内容等について理解したことを確認した上で、申込み手続を行っている。

(2) 豪ドル債のままでは、資産を処分したいという申立人の意向に沿わなかった。豪ドル債を原資に年金保険に加入することで公的年金の不足分を賄えることなどの募集人の説明を申立人は理解した上で申込みを行っている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にとづく審理の他、申立人および募集人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が説明をされないまま本件契約の申込みをしたこと、および募集人が不利益事実を告知しなかったとは認められないこと、申立人が錯誤に陥る前提の事実が認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。